

大和郡山市届出避難所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の7第1項の規定により市長が指定する避難所（以下「市指定避難所」という。）とは別に、自治会又は自主防災組織（以下「自治会等」という。）が自主的に開設し、運営する避難所の届出に関し必要な事項を定めることにより、地域における共助の意識を醸成するとともに、市民が自主的に避難する場所を把握して、災害時に当座の対策を決定するための判断材料とすることを目的とする。

(届出避難所)

第2条 この要綱において「届出避難所」とは、災害の発生又はそのおそれがあるとき、市指定避難所とは別に地域住民の安全を確保するため、自治会等が自主的に開設し、運営する避難所としてこの要綱に定める届出を行いその登録を受けたものをいう。

- 2 届出避難所として使用する対象の施設は、自治会等が所有若しくは貸借している集会所、自治会館等又は所有者等と使用を合意している民間施設等（以下「集会所等」という。）とする。
- 3 前項の施設としての要件は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。
 - (1) 浸水や土砂災害などの影響が比較的少ない場所にあること。
 - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に対応した施設であること。
- 4 自治会等は、前項の要件を考慮し、集会所等を使用する災害の種類を限定し、また使用時の自主安全点検マニュアル等を準備するなど、安全な使用に努めるものとする。

(届出)

第3条 前条第1項の届出をできる者は、自治会等の代表者とする。

- 2 届出避難所として集会所等を登録しようとする者（以下「届出者」という。）は、届出避難所登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 3 届出者は、当該届出にかかる施設が自己の所有物件でない場合は、当該施設の所有者等の使用合意を証する書類を添付する。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出にかかる集会所等を届出避難所として登録する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 当該集会所等が前条第3項及び第4項に該当しない場合
 - (2) 届出避難所が自治会等により自主的に運営を行うことが困難と判断される場合
- 5 市長は、前項本文の規定による登録をする場合において、届出避難所の開設に関する条件を付すことができる。
- 6 市長は、第5項の規定による届出避難所の登録をしたときは、届出避難所登録通知書(様式第2号)により、届出者に通知するものとする。

(開設及び運営)

第4条 届出避難所は、自治会等が自主的に開設・運営し、市は職員の派遣を行わない。

- 2 届出避難所が過密になることを防ぐため、自治会等は、避難対象者の基準をあらかじめ定めることができる。ただし、市が避難対象者以外の受入を要請した時は、自治会等は可能な範囲でこれに協力するものとする。
- 3 自治会等は、届出避難所を開設したときは、その開設・閉鎖時刻、避難者数等をその閉鎖後に市長に報告するものとする。

(物品及び費用負担)

第5条 届出避難所の開設及び運営に係る経費は、自治会等の負担とする。

- 2 市は、第3条第6項の通知の際、自治会等に対し災害対応用に別表の物品を配備することができる。
- 3 自治会等は、前項の物品を目的外に使用することはできない。
- 4 災害等により避難指示・高齢者等避難等の避難情報が発令された後に、届出避難所を開設した自治会等が近隣の市指定避難所に避難所外避難者名簿を提出し、食料物資の供与を求めた場合、当該市指定避難所でこれを供与するものとする。この場合において、当該物資の受け渡しは、当該市指定避難所の指示に従うものとする。

(届出避難所の公表)

第6条 市は、届出避難所の公表は行わないものとする。ただし、当該避難所の地域内の住民及び関係者からの問い合わせには、基本的な事項のみ回答するものとする。

(事故等の損害賠償等)

第7条 届出避難所の開設及び運営に伴い生じた損害については、市はその責を負わない。

(変更の届出)

第8条 自治会等は、登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第9条 自治会等は、届出避難所を廃止したときは、届出避難所廃止届出書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(登録の取消)

第10条 市長は、届出避難所周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の指定その他の事情の変化により、届出避難所に災害の発生の危険性が生じたと判断される場合又は前条に規定する届出があった場合は、当該届出避難所の登録を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、届出避難所登録取消書(様式第5号)により自治会等に通知するものとする。

(研修、訓練等)

第11条 自治会等は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対して 訓練等を実施し、届

出避難所の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表

(第5条関係)

配備品	数量
毛布	5枚
アルファ米	50食
保存水	1.5リットル×8本
簡易トイレ	50回分